

## 防火管理者の業務の外部委託について

防火管理者は、防火対象物は自らが守るという防火管理の本旨に基づき、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる「管理的又は監督的な地位にある者」であることが原則ですが、共同住宅等で、管理的又は監督的な地位にあるいずれの者も防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長又は消防署長が認める場合に限り、防火管理者を外部に委託することができます。

### 1 防火管理業務を外部委託することができる防火対象物

外部委託することができる防火対象物は、次のいずれかの防火対象物又はその部分です。

#### ○共同住宅

○複数の防火対象物の管理について権原を有する者が同一の者である場合における当該防火対象物

○管理について権原が分かれている防火対象物で次に掲げる部分を有するもの

- ◆(6)項口, (16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物にあつては, 同表(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)の用途に供されるもののうち, 収容人員が10人未満の部分
- ◆(1)項から(4)項まで, (5)項イ, (6)項イ, ハ若しくはニ, (9)項イ, (16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物にあつては, 同表(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)の用途に供されるもののうち, 収容人員が30人未満の部分
- ◆(5)項口, (7)項, (8)項, (9)項口, (10)項から(15)項まで, (16)項口又は(17)項に掲げる防火対象物の用途に供されるもののうち, 収容人員が50人未満の部分

○特定資産に該当する防火対象物又は不動産特定共同事業契約に係る不動産に該当する防火対象物

## 2 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合

消防長又は消防署長が「管理的又は監督的な地位にあるいずれの者も防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない」と認めたものが外部委託の対象となります。

防火対象物の状況(規模, 用途, 収容人員等), 当該防火対象物の管理の状況(防火管理上必要な業務を遂行するための組織, 人員とその勤務状況等), 管理権原者の勤務状況等を確認した上で判断されます。

※防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合の例

笠岡地区消防組合管内に勤務又は居住していない

身体的な不自由(高齢・病気等)がある

日本語が不自由である

所有者又は管理者が頻繁に変わる

従業員がいない又は極めて少ない

防火管理者の業務の外部委託を行う際の要件

その他消防長又は消防署長が認める事由がある

## 3 防火管理者の業務の外部委託等を行う際の要件

防火管理者の受託にあたっては, 次の要件を満たす必要があります。

○管理権原者から, 次の防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。

◆消防計画の作成, 見直し及び変更に関する権限

◆避難施設等に置かれた物を除去する権限

◆消火, 通報及び避難訓練の実施に関する権限

- ◆消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
- ◆不適切な工事に対する中断, 器具の使用停止, 危険物の持ち込みの制限に関する権限
- ◆収容人員の適正な管理に関する権限
- ◆防火管理業務従事者に対する指示, 監督に関する権限
- ◆その他, 防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

○管理権原者から, 次の防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書を交付されており, かつ, 当該内容について十分な知識を有していること。

- ◆消防計画の作成, 見直し及び変更に関すること
- ◆避難施設等の管理に関すること
- ◆消火, 通報及び避難訓練の実施に関すること
- ◆消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検・整備の監督に関すること
- ◆火気の使用等危険な行為の監督に関すること
- ◆収容人員の適正な管理に関すること
- ◆防火管理業務従事者に対する指示, 監督に関すること
- ◆その他, 防火管理者として行うべき業務に関すること

○管理権原者から, 次の防火対象物の位置, 構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項について説明を受けており, かつ, 当該事項について十分な知識を有していること。

- ◆防火管理体制及び自衛消防組織の編成等従業者の配置等に関すること
- ◆従業員等に対する防火上必要な教育の状況に関すること
- ◆消火, 通報及び避難訓練の実施状況に関すること
- ◆その他防火管理上必要な事項

## 4 防火管理業務を外部委託する場合の防火管理者選任届の作成・提出

外部委託により防火管理者を選任した場合の届出書類は次のとおりです。

### ○防火管理者選任(解任)届出書(別記様式第1号の2の2)

様式中の「その他必要な事項」の欄に、「管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由」を簡記してください。

### ○防火管理者の資格を証する書面

防火管理講習の修了証の写しなど防火管理者の資格を証する書面を添付してください。

### ○外部委託の契約書等の写し

「防火管理者の責務を遂行するために必要な権限が付与」や「防火管理上必要な業務の内容」等について記載された契約書等の写しを添付してください。